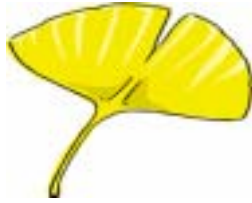


社労士は雇用に関する広範な諸問題に対応する「ヒト」に関するエキスパートで、「ヒト」を活かしたいとお考えの事業主様の力強いパートナーです。

発行：國本豊社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 國本豊



# 社労士とは何だ！

## ～ 所長の独り言 ～

先月のことですが、我が家の犬が突然死んでしまいました。その前の日までは、元気に散歩をし、エサも全部食べていたので、死んだ姿を見たときは本当にビックリしました。まあ約15年生きていたので、充分長生きしたといえそうですが、やはり可愛がったペットの死は悲しいことです。せめてもの救いは、前の日まで元気だったので苦しむ時間が少なかったと思われることです。おとなしい犬で番犬にならない犬でした(たまに吠えるのは宅急便で食べ物きたときくらいでした・・・)でもそのおかげで(?)30歳前に実家に戻った私にもすぐに馴染んでくれました。これから夕方の散歩がなくなるのは寂しいことですが、「今まで安らぎを与えてくれてありがとう・・・」とりたいです。



## 「職場意識改善助成金」新設へ 残業削減などで総額150万円支給

### 職場意識改善の取組みに助成

働き盛りの30代の過労死が社会問題になっています。この問題に関連し、厚生労働省では、平成20年度から「職場意識改善助成金」を新設する方針を固めました。これまでも施設設備や制度導入に関しての助成金はありませんでしたが、職場意識改善の取組みが助成の対象となるのは、これが初めてとなります。

### 「職場意識改善助成金」とは？

厚生労働省では、平成20年度の重点施策として、「ワーク・ライフ・バランス」の実現を掲げています。仕事と生活の両立が可能となるよう、企業の取組みに対する支援と社会的気運の醸成に力を入れる方針です。

今回の職場意識改善助成金の新設もその一環です。労働時間を減らしたり、有給休暇の取得促進を行ったりすることを目的として打ち出されました。中小企業が、労働時間等設定改善法に基づいて労働時間の適正化・職場の意識改善などを進めるなど業務管理の改善を行い、かつ、年休取得率60%以上または所定外労働を20%削減するなど一定レベル以上の数値目標を達成した場合、助成金が支給される予定です。

### 支給までの流れ

支給対象となるのは、2年間にわたり労働時間などの設定改善に積極的に取り組む意欲があり、しかも一定の成果が期待できる、常時使用する労働者数300人以下の中小企業です。

この助成金を受けたい企業は、まず、労働時間などの設定改善に向けた取組み計画を作成し、「事業主が講ずべき労働時間等の設定の改善のための措置」に基づき、労働時間等設定改善委員会の設置・開催と、取り組み方針などの内外への公表を行うことが必要です。その後、年度終了時に設定改善指標の確認を行い、向



上していた場合には助成金が支給される予定です。

### 助成額

以下の額が支給される予定です。総支給額は、最大150万円となります。

1. 1年度目終了後に、設定改善指標が少しでも向上した場合に50万円
2. 2年度目終了後に、さらに同指標が向上した場合に50万円
3. 2年度目終了時点で、一定の数値目標をクリアしている場合に50万円

## 最近の労働事情2題

### バイト時給、48カ月連続で対前年増加率プラス

8月期における164職種のアルバイト平均時給が976円（前月974円、前年同月956円）で、前月に比べ2円増となりました。人材総合サービスを行っている株式会社インテリジェンス（本社：東京都千代田区丸の内）が、運営する仕事情報誌「an」に掲載された求人広告から平均時給を分析して明らかにしたものです。

対前年増加率は、2003年9月から48カ月連続でプラスとなっています。

景気は回復傾向にあります。企業では、人手不足の解消に際し、正規労働者よりもアルバイト・パートの採用を行うことが多いようです。そのため、各社の採用意欲は高い状態にあり、今後もアルバイト・パートの平均時給は高い水準で推移すると考えられています。

### サービス残業の是正指導が過去最多

厚生労働省によると、サービス残業で労働基準監督署から是正指導を受け、2006年度に未払い残業代を100万円以上支払った企業が、前年度比約1割増しの1,679社にのぼることがわかりました。これは、調査開始以降、過去最多となります。未払い残業代の総額は約227億1,400万円で、前年度より約5億8,000万円減っています。

労働時間の管理がずさんな企業が、依然として多くみられるようです。正規労働者の数は削減傾向にありますが、景気回復で仕事は増える一方。これでは、残業代くらはきっちり払ってもらわないと割が合わないと思う人が増えているということでしょうか。

指導企業数の増加について、厚生労働省では、労働者の中で残業代はきっちりと支払ってもらおうという権利意識が向上し、監督署に申立てをする人が増えたのも原因の1つであるとみています。

## 育児休業中の「eラーニング」は労働時間に含まれる？

### 復職者向けプログラムの活用

育児休業中の30歳代女性社員。1年半ぶりに職場復帰しますが、会社にインターネットを通じた復職者向け教育プログラムがあることを知りました。ブランクを埋めるため利用したいと思っていますが、取り組む時間は労働時間として賃金は支払われるのでしょうか。

### 任意による取組みが前提、労働に当たらず

育児・介護休業法で定められている育児休業は、原則、子の出生した日から1歳になる誕生日の前日まで取得できます。2005年施行の法改正で、保育所に入所を希望しながら入れない場合などには子が1歳6カ月に達するまで休業できるようになり、子育てに専念できる時間が長くなりました。半面、職場を長期間離れていたことで、復帰を前に不安に思う女性も少なくありません。

こうした中、スムーズな復帰を目指し、ネットを通じて自宅で新しいパソコンソフトの使い方や英会話、経理知識などを学ぶことのできる「eラーニング」のプログラムを提供する企業も出てきています。プログラムの中には、復帰する職場の同僚や上司のほか、同じ休職者とブログを使ってやりとりできる機能がある



ものもあります。こうしたプログラムに取り組むことは、労働者側にも有効です。

ただ、「eラーニング」に取り組む時間は、労働時間と認められるのは難しいようです。一見、在宅勤務のように見えますが、あくまで休業中ですから、会社が提供したプログラムであっても、労働者側の任意による取組みが前提とされるためです。

### プログラムの提供は可、不利益な取扱いは不可

円滑な職場復帰は会社側にもメリットがあるだけに、積極的に活用したいという企業もあります。しかし、厚生労働省職業家庭両立課は、「育児休業法は会社側に、必要な措置を講ずる努力義務を課していますが、労働者側に職場復帰用のプログラムを強制して実施させることはできない」と指摘しています。また、手続上は任意としながら、受講しない女性に職場復帰後に不利益な人事上の取扱いを行うことも、「育児休業法の趣旨に反するものとして許されない」（同課）と注意喚起しています。

### ポイントは？

1. 受講の強制はできないが、プログラムの提供は可
2. 受講しない労働者への不利益な取扱いは不可

## 企業年金の未払いも明らかに

### 企業年金にも多くの未払い

国民年金や厚生年金の記録漏れ問題の全容解明も途中だというのに、今度は企業年金の未払いが明らかになりました。転職などによって厚生年金基金を脱退した人の年金資産を引き継いでいる企業年金連合会が、124万人に年金を支給していないことを発表したもので、未支給額は累計1544億円になるといいます。



### 加入者を軽んじた企業年金連合の未払い

企業の厚生年金基金が解散したり、転職して短期間で加入資格を失ったりしたとき、加入者の年金資産は企業年金連合会に移ります。企業年金連合会は、こうした人の資産をまとめて運用し、各人の加入期間に応じて年金給付しています。現在は、2,400万人の年金記録を管理し、276万人に年金給付を行っています。

年金が未払いになっている124万人という数は、この約半数に達します。企業年金連合会は、未支給者がこれだけいる理由について、その大半は支給開始年齢に達したときに支給開始の手続きをとることができないためだと説明しています。

### 申請主義に限界？

年金を受け取るには、本人が企業年金連合会に請求手続をする必要があります。「申請主義」を補うため、請求手続をとるように加入者が60歳になる直前に通知する仕組みが導入されています。しかし、住所を追跡把握していないため、特に若いころに厚生年金基金を脱退した人には手続きが必要なことを知らせるのが難しいのが現状です。こうした人の多くについては、請求手続が行われなかったため、年金の支給も開始されません。

未受給者の中には、自らの意思で権利を放棄したわけではなく、申請手続の必要性を知らなかったために未受給となっている人も数多く含まれる見通しです。

### 今後の対策は？

企業年金連合会はフリーダイヤル（電話：0120-458-865）を開設し、100人体制で相談に応じることにしています。また、社会保険庁に対して加入者の住所情報の提供を求め、来春以降、企業年金の中途脱退者などに定期的に年金記録を通知することにしています。

企業年金連合会には13兆円の積立金があり、仮に未支給の1,544億円の全額を支払っても、財政への悪影響は限定的です。

企業年金連合会はこれまで豊富な運用資産をバックにガバナンスの改革を迫ってきました。日本最大の「モノ言う株主」ですが、顧客に当たる加入者情報の管理強化など、自らのガバナンス見直しも迫られそうです。

### 私の本棚より

～私の仕事に役に立った本の数々を紹介します。～

今月紹介する本は、「使う！論語」という本です（テレビ等でお馴染みのワタミ株式会社の渡邊美樹さんの本です）。

孔子の論語というと学生時代に授業で習ったことがあると思います。この本では、渡邊さんが、論語について読むままに感じたことを書かれています。

論語が書かれて2500年経っていますが、現代にも生きる言葉がたくさんつまっていますよ。

\*ご希望の方には、本をお貸しいたします。



### くにもとゆたか 社会保険労務士事務所

（山口県社会保険労務士会所属 登録番号第35050008号）

〒742-0034 山口県柳井市余田1310

TEL 0820 24 6886 FAX 0820 24 6887

\*自宅兼事務所ですので、緊急時にも対応いたします

ホームページ <http://k-sr.jp>

メール [y-kunimotosrj@marble.oce.ne.jp](mailto:y-kunimotosrj@marble.oce.ne.jp)

親ブログ（社労士とは何だ！）<http://blog.goo.ne.jp/y-ksrj1972/>

\*社労士の日々の業務を通じて感じたことや、私の生き様を綴っています。

子ブログ（社労士國本、お奨めの一品）<http://ameblo.jp/yksrj1972/>

\*私のお勧めの本等を紹介しています。



当所はこんな事務所です！

就業規則作成、助成金提案、人事労務問題へのアドバイス等を通じて利益の出せる会社体制作りのお手伝いをします。

訪問面談、事務所便りの発行等を通じて経営者の方の良きアドバイザーになります。

経営者も社員も気持ち良く働ける職場作りに貢献します。

